

High school student interview
高校生
インタビュー

日本弁護士連合会では、再審法改正プロジェクトの一環として、京都府立嵯峨野高等学校の生徒2人(当時)にインタビューを行いました。2人に、日本の将来を担う若者として、学びから感じたこと・自身の考えについてお話をしていただきました。

*インタビューは2023年5月実施



左:今西裕大さん、右:早川舞さん

「再審法」を学ぶことになったきっかけは、「えん罪」について研究する「ラボ活動」

— 再審法について学ぶことになった理由や背景について聞かせてください。

今西裕大さん(以下、今西さん)

この高校には、自分が研究したい分野について調べる「ラボ活動」があります。僕は法律について学べる「法学ラボ」に所属していて、「えん罪」事件について調べていく中で、鴨志田祐美弁護士が書いた「大崎事件」についての本があって、ラボの先生に勧められて読みました。鴨志田弁護士が京都弁護士会に所属されているということで、直接インタビューしたいと思い、先生から連絡を取ってもらい実現していただきました。

早川舞さん(以下、早川さん)

私も「法学ラボ」の同じグループだったので一緒に「えん罪」が起きてしまうのは、やっぱり判断をする裁判官も人なので、間違いが起こるのは仕方ないと思うんですけど、その後の救済が整っていることが、「えん罪」被害が起きたとしてもその被害が最小限になるんじゃないかなと思って「再審法」に注目しました。

今西さん 「えん罪」というのは誰でも被害者になりうるみたいなことが、インタビューを通して実際に遠い話じゃなくて自分にも起こりうる話だと実感しました。

早川さん 誰でも「えん罪」被害者になりうるという可能性を感じたのもそうだし、そこから社会に戻る難しさがすごく実感できて、「えん罪」被害にもしあったら多分そこから人生をやり直すのはほとんど無理じゃないかなと思って、身近な人も自分も、なったらすごく怖いと思いました。

「間違っただけ」という検察側の考えが無理な有罪を生むのではない

— ご自身でいろいろ調べたりして、どんな事件が印象的だったりますか。

今西さん やっぱ一番中心に調べた「大崎事件」です。この事件は三回目の再審請求で、高裁から再審開始決定が出たにもかかわらず、最高裁で棄却されて今も再審開始の決定が出ていない。すごい時間がかかっていて、無実を訴えている原口アヤ子さんは95歳になり、この事件を調べて「えん罪」はあってはならないと感じました。ほかにも「袴田事件」とか同じような境遇の人がいて、再審制度が機能していない現状を改善していかないとけないと思いました。

早川さん あれ?って思ったのが、証拠の開示が検察側の判断によるものなので、ずっと無実を訴える側が不利な状況で...。そういうのがよくないと思ったり、なんでそういう状況なのか単純に疑問でした。

— 「えん罪」のどういうところが問題で、どのような原因があると思いますか。

今西さん 人間なら誰でも間違っただけ判断をすることはあるので、「えん罪」事件が発生してしまうのは仕方ないことだと思いますが、失敗から検察官・警察側が学んでいないのではないかなと思って、そこが「えん罪」事件の繰り返される一番の問題かなと思いました。

早川さん 私が思うのは、無実を訴える人・弁護側の立場の不利さです。検察側は証拠を管理して開示する義務がない上に、裁判所が出した再審決定を不服申し立てによって棄却させることもあるので、そういう状況だとやっぱり公正に判断することができないんじゃないかなと思います。

— どうすればえん罪を少しでもなくすことができますか。

今西さん この警察・検察側には「絶対に犯人を見つけてさなければいけない」という気持ちがあると感じていて、「この人が犯人ではなかったです。すみません」というのができていないと思います。もっとバイアスとか固定観念を捨てて捜査に当たったほうがいいと思います。

早川さん 私も同じ意見で、警察・検察側に「間違っただけはダメ」「恥だ」という考えがあって、だからその事件を無理にでも有罪にしようとか、警察・検察側にとって不利な証拠を隠してしまっているんじゃないかなと思います。そうじゃなくて、やっぱり間違いをちゃんと認めて、また新たに正しい道を探せばいいというスタンスで事件を取り扱ってほしいかなと思います。

「えん罪」は普通の人からすると、あまりなじみのない問題。しかし、自分や友人にも起こる可能性があるところが怖い

— 自分にも起こりえるかもしれないという話がありました。自分や周囲の身近な人がそういう「えん罪」被害にあったらどう思いますか。

今西さん 今まで全然関わりがなかった人の「えん罪」事件でもすごい怒りが湧いてきたので、これが自分や友人だったら、本当に想像できないくらいすごい怒りが湧いてくると思うし、それが起こる可能性のあるところが怖いですね。

早川さん もし「えん罪」によって罪を問われることになったら、本当にやるせない、なんで?という許せない気持ちになります。

— 「法学ラボ」以外のクラスメイトと、再審法の話はしましたか。

今西さん ラボ活動でインタビューに行った後、友達と再審の問題について話したことはあります。でも、普通の人からすると、あまりなじみのない問題だと思います。

早川さん インタビューの後、友達や家族に話したときに、まず「再審法ってなに?」から始まります。現状についてまったく浸透していない。裁判は本来やり直していいけど、それがすごく難しい道のりだということも知らないし、「えん罪」被害者の存在も「えん罪」によって罪を問われることがあるんだということも、まったく身近には思っていない印象です。

「再審法改正」は、この問題を知る人が多くなることで、より解決に近づく。実現は長い道のりだが、国民全員で関心をもち、注目するというのが今は大事

— 「えん罪」や「再審法」の改正に関心を持ってもらうには、どうしたらいいと思いますか。

今西さん 僕たちの班でも「再審法を改善しないとダメ」となったんですが、みんな再審法を知らない。その存在をまずみんなに知ってもらおう。こういう問題がある現状を多くの人に知ってもらうために、SNSを活用していくのは一手だと思います。

早川さん 法律と聞くとみんな敬遠して、あえて見ようとしなくて多いと思うので、SNSでもインフルエンサーがちょっと発信するとか、周りの関心度は変わると思います。そこでちょっと気になった人が調べて、さらにその人たちがわかりやすくまとめてWebに上げて、日本で広まってくれたらと思います。最後は再審法の改正だから国会にいかないとダメで、そのことを考える国会議員がいる日本にするためには、国民の関心が大事なので広めていけたらと思います。

— 若い人たちは、この問題にどう向き合っていくと思いますか。

今西さん 大人を含めてこの問題を知らない人が多いので、まずはこの問題を若い人たちが一人でも多く知ることが大事だと思います。問題を知る人が多くなることで、より解決に近づくんじゃないかなと思っています。

早川さん 若い人も大人も、こういう社会の仕組みについて知らないことがたくさんあると思っていて、そういうことをもっと自分から知りに行くことが、自分の身を守ることにつながり、他人を傷つけないことにもつながると思います。いろんな情報をもっと受け取ろうと思う人たちが増えてくれることが大事だと思います。

— どのようにしたらこの問題を解決に近づけるか、少しでも被害を小さくできるか。

今西さん 「えん罪」被害者を救うという面では、再審制度は今もあるんですが、それをまったく生かしていないと思います。再審を決定するまでの段階で争っているんで、まずは再審を行い、そこで無罪か有罪かを争うべきだと思います。今は再審開始の決定に喜んでるだけで、冷静に考えてちょっとおかしいと思います。まだ無罪が決まったわけではなく本来は通過点なのに、そのハードルが高すぎてそれを低くすることが大事だと思います。その原因が今の再審法なので、改正していくことが「えん罪」被害者をより多く救う道になると思います。

早川さん 日本に住む人たちが再審について興味を持ち注目集めることで、検察側も弁護側もちゃんとしているか、おかしな点がないか、日本全国で再審をチェックする仕組みが作られて、もっと慎重になり客観的に見て不公平なことが少なくなるんじゃないかなと思います。再審法の改正はすごく難しく長い道のりだと思うので、その間に「えん罪」被害者がいかに早く救われるかも、国民の関心とか全員で注目するというのが今は大事だと思います。

上記記事はインタビューの抜粋です。全文は日弁連サイトでご覧いただけます。



Take Free

-再審法改正プロジェクト-

ACT for RETRIAL



NEWS PAPER ACT FOR RETRIAL 2024

NEWS PAPER ACT FOR RETRIAL 2024

ルールが整っていないために、無実の罪を晴らせないまま何十年も戦い続けている人たちがいます。

こうした現状を変えるには、法律を変えるしかありません。再審法を変えるための日弁連のプロジェクト。それが、「ACT for RETRIAL」
変えるためには、あなたの「ACT」が必要です。関心を持ち、知り、声を上げる。一刻も早く。

いま、変えるとき

WEBサイトはこちらをチェック





映画監督。「シコふんじった。」「Shall we ダンス?」「終の信託」などで知られる。「それでもボクはやってない」では刑事裁判の現状をリアルに描いて話題を呼び、第31回日本アカデミー賞ほか数々の賞を受賞。法制審議会の委員も務めた。「再審法改正をめざす市民の会」共同代表。

映画監督

周防正行

1978年労働省(現・厚生労働省)入省。2009年の郵便不正事件で被告人となるが、翌年無罪確定。復職後、事務次官を務める。退官後、生きづらさを抱える少女や若い女性の支援、罪に問われた障害者の支援などに取り組む。

元厚生労働事務次官

村木厚子

それでも再審法は変わらない!? どうしたら私たちはその壁を壊せるか?

映画監督の周防正行さんと元厚生労働事務次官の村木厚子さん。
おふたりのこれまでのご経験から、えん罪について、組織について、今後の再審法改正について語り合いました。

TOPIC / 01

映画「それでもボクはやってない」は こうしてできた

周防氏 新聞で「痴漢事件で東京高裁逆転無罪!」という記事を見たことがきっかけですね。調べてみると、電車内で痴漢をしたとして逮捕された被告人の大学時代の友人たちが、さまざまな支援活動をして弁護団に協力し無罪になったということがわかった。有罪だとする証拠は被害者だという女性の証言だけで、他には何も無い。それで有罪になるのかと。この国の裁判は何かおかしくないか? いったい司法制度はどうなっているんだろう? と思ったのが、映画を作ろうと思ったきっかけです。取材をしていくと様々な疑問点が出てきました。まず、証拠は、検察側が有罪立証に使うものだけを法廷に出すということ。裁判官も弁護人も全ての証拠を見られるわけではないのです。素人考えでは、証拠はいったんすべて出して、そこから有罪か無罪かを判断するものだと思っていました。ところが無罪方向にとれる証拠は、存在していても出てこなかったりする。痴漢事件に限らず、全ての事件がそういう仕組みの中で裁かれている。ビックリしました。映画制作にあたっては殺人事件や強盗事件ではなく、身近に起こり得る、もしかしら自分も今日にでも当事者になるかもしれない痴漢事件にすることで、我が事として考えられる刑事裁判映画にしようと思いました。

※「それでもボクはやってない」
電車内で痴漢の容疑をかけられた青年が、無実を訴え続けるも起訴され、一審で有罪判決を受ける。痴漢事件を題材に、刑事手続を丁寧に見せながら、刑事裁判の現実とその怖さを描いた映画である。

TOPIC / 02

身をもって知った えん罪を生む構図

村木氏 私は役所が偽の証明書を出したという罪で逮捕され、164日間拘束されました。無罪判決が出るまでは1年3カ月でしたから、他のえん罪事件に比べれば長い期間ではありませんでしたが、被疑者、被告人という立場、そして自分がまったく関係していないにもかかわらず自分がやっと言われ続ける体験をしました。それで日本の司法制度や裁判って、こうなっているんだと初めて知りました。もともとは警察官や検察官、裁判官といったプロの人たちが、きちんと判断してくれる世界だと信じていた。私が勾留された思ったことは、「あれ? まだ判決が出ていないのに、もう私は罰を受けている」ということです。外と遮断されることで正常な判断ができなくなっていく怖さも感じました。警察官や検察官は真実を探してくれる人たちだと信じていたのに、私の有罪判決を勝ち取るために働いている人たちなんだと、我が身に降りかかってみて初めてわかりました。有罪を立証するためのあらゆる武器を与えられているのは警察・検察だけで、その人たちが権利を行使して、裁判はそれを追認する場所になっているように思えます。この構図がいびつであることに我々が気づかないのは、本当に怖いことです。警察や検察は、犯人を探さなきゃ逮捕しなきゃ! として逮捕した人は有罪にしなきゃ! と自分の職務としてそう思うわけですね。その真面目な職務遂行の中にえん罪を生む構図が隠れていて、これは制度としてその構図を変えないとダメだと思います。



TOPIC / 03 やはりルールが大事

周防さんも村木さんの、法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」の有識者委員でした。そのときのご経験も踏まえて

周防氏 再審において、通常審で開示されなかった証拠が開示されて無罪になった事件がありますよね。こんなにはっきりと、無罪の証拠が隠されていたということが明らかになっている。だから再審の世界で証拠開示が進めば、かつてこれだけの不正が裁判で行われていたってということが明らかになる。そこから、通常審の証拠開示をなんとかしようという話にならざるを得ないだろうと思っていました。(しかし、実際にはそうはならなかった。) 裁判官だって我が身で経験すれば証拠開示の重要性を痛感されるんです。袴田事件は無罪なのに、死刑になっていたかもしれない。証拠は、通常審から全面開示すべきですね。

村木氏 裁判って本当に怖くて、その人の命を合法的に奪ったり、身体拘束もできる。だからその担っているものの大きさと、そこで間違いがあったときに何が起るのかについて、本当にみんなが知らなきゃいけない。やっぱり私もルールが大事だと思うんですよ。結局物事を進めていくときに、ルールがないと個人の裁量に委ねられてしまう。再審請求の手順って何も決まっていなくて。裁判ごとにやり方が違うし、間違いを認めず、反射的に抵抗するという行動パターン。これを防ぐにはルールで止めないとけない。法律で証拠は全部開示すると決めて、変なバイアスがかけられない構造にしなければいけないですね。

再審法改正に向けて

周防氏 今の法律は再審を認めさせないための仕組みなの? と思ってしまうほど不備がある。時間が経てば高齢の請求人は亡くなっていくし、証人も減っていく。再審が速やかに開始されるように法改正しなければ、救済になりません。再審請求があったら裁判所も検察も速やかに対応する。弁護人の証拠開示請求に応じる。再審開始決定が出たら、検察官は不服申立てをせずに、速やかに裁判を開始するように改正すべきです。

村木氏 「真実は誰にもわからない」と検事から言われたが、やってない本人は真実を知ってる。だから真実を知らない検事や裁判官は必死で真相に近づこうと努力をしなきゃいけない。(再審制度を) より真実に近づくための仕組み作りだと思えば、司法関係者の誰にとっても、国民にとっても良い仕組みになるはずですよ。

おふたりのもっと詳しい対談を
動画で見ることができます。



対談記事はWEBサイトからもご確認いただけます。
https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/retrial/act_for_retrial/interview01.html



(株)フジテレビジョンにアナウンサーとして入社後、フリーに。テレビ朝日「ザ・スクープ」「サンデーステーション」などのキャスターを務めたほか、数多くのえん罪事件の取材にも10年以上関わり、関連した著書も手掛ける。

フリーアナウンサー

長野智子

1981年弁護士登録(司法修習第33期)。2016年東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長を経て、2022年度・2023年度日本弁護士連合会会長。これまで、司法制度改革の推進、特に、経済的資力の乏しい国民への法律扶助改革と法テラスの創設に尽力してきた。日弁連会長として、再審法改正を重要課題に掲げる。

2022・2023年度日本弁護士連合会会長

小林元治

人権と人生を奪ってしまう えん罪を通して再審法改正を考える

フリーアナウンサーの長野智子さんと小林元治日本弁護士連合会会長。
これまでの経験の中で感じてきた、えん罪について、証拠開示について、今後の再審法改正について語り合いました。

TOPIC / 01

えん罪事件に関心をもつきっかけは テレビ局のアナウンサー時代に 担当した報道・検証番組

長野氏 テレビ局のアナウンサー時代に、「ザ・スクープ」という報道・検証番組を担当したことがえん罪について関心をもつきっかけです。その番組は、警察や検察の問題点に切り込むような放送内容の番組でした。私が関わった当初はちょうど、桶川ストーカー事件が話題となっていた時期でしたが、あるとき「御殿場事件」(2001年、静岡県御殿場市で起きたとされる集団強姦未遂事件。10人の少年が次々に逮捕され全員が犯行を否認し、被害者の女性の証言には矛盾する点が多いなどの問題があった事件)を扱うことになりました。この事件は、最高裁まで争われ有罪が確定しましたが、今も(元)少年たちは無罪を主張しています。当時は番組で何度も取材を行いました。えん罪どころか事件そのものがなかったと私は考えています。この事件では、裁判中に被害者(少女)が犯行日が違っていたと言いました。彼女の証言に明らかな矛盾点が見つかったからです。犯行日が変わったことでさらに天候を含めてありえない矛盾点が噴出したにもかかわらず、裁判所は訴因変更をした上でそのまま裁判を続け有罪判決を出した。これは番組で追及すべきだと思います。この事件をきっかけとして司法の問題を意識するようになり、えん罪事件に関心を持つようになりました。

TOPIC / 02

なぜ再審法改正に取り組むのか

小林 私は、法テラス創設に尽力しましたが、その想いと再審法改正への取り組みは深く関わっています。法テラスは経済的に余裕のない人々に対して法的な支援を行う仕組みで、陽の当たらないところにも隅々まで権利の救済や人権擁護を行き届かせることを目的としています。またご存じのように、以前から日弁連は再審の支援をしてきています。戦後、4つの死刑再審・無罪事件がありました。私は再審事件には関わってきませんが、いつかこのような弁護士の使命である人権擁護に取り組みたいと考えていました。再審法の改正がされていないことがえん罪事件の解決を遠ざけているわけですから、えん罪で死刑になるような不幸なケースを繰り返さないためにも、再審法の改正には日弁連の会長として真摯に取り組みたいです。1975年の最高裁の白鳥決定をご存じでしょうか。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を、再審制度にも適用するべきであるという判断(決定)です。これによって「開かずの門」といわれた再審の扉が開いたといっても過言ではないでしょう。以前から再審には壁があるといわれてきました。「再審の壁」というのは法的な安定性、秩序を表したものです。つまり再審とは、法的安定性や法の秩序を害するものだという意見が裁判所や検察にあったのです。しかし過ちは過ちとして認識し、改めていく制度を作っていくことが必要です。それが最終的には裁判の信用を維持することにもつながるでしょう。



TOPIC / 03

法とは誰のためにあるものなのか

長野氏 私は番組で、辞められた裁判官に取材する機会があったのですが、その方から「いったん出た判決を覆すことは非常に難しい。覆したが最後、飛ばされる(左遷される)覚悟も必要だ」と聞きました。確定判決の権威の壁は思った以上に高いのだなと感じました。

小林 最高裁まで行った判決を覆すわけですから、法の秩序を乱すものだという意見もあるでしょう。ですが、法とは誰のためにあるものなのか考えなくてはなりません。法は人権や市民を守るためにあるものです。法秩序や権威のためにあるわけではない。法の本質をもう一度考えて、えん罪に苦しむ人のために法を改正すべきだと思います。

長野氏 えん罪事件の当事者を取材して、まず皆さんが異口同音におっしゃるのが、取調べの過酷さです。脅迫まがいのひどい取調べを受けて、やっていないのに自白してしまう。あるえん罪事件の被害者となったタクシードライバーさんは、とても気が弱くて真実を語れず、裁判後、真犯人が逮捕されてえん罪事件であったことが判明しました。

番組の視聴者の方は、「やってもいないことを認めるわけがないだろう」とおっしゃるんです。でもその背景を本人から聞くと、取調べの過酷さがよくわかります。皆さん「とにかく自白して取調べから逃れ、裁判で真実を明らかにしようと考えた」と言う。でも裁判になると、検察側が、被告人が嘘の自白に至った証拠等を隠してしまう。無罪になる可能性のある証拠を隠して、証拠として提出しない。この検察側の態度はかなり大きな問題ですよね？

TOPIC / 04

過ちを放置することはもっとも大きな過ち

小林 袴田事件では、再審が始まってから新たな証拠がドーンと出てきました。初めの公判で出ていれば無罪になっていたかと思われる証拠です。再審請求審(再審を開始するかどうかを決める手続)では、このような証拠がちゃんと出てくるようにしなければなりません。

長野氏 私は袴田事件で最初の有罪判決を出した熊本典道元裁判官にずっと密着取材を行っていました。彼は、袴田事件の判決にあたって無罪だと思っていましたが、他の二人の裁判官を説得できず、結果として有罪判決を書き、最終的に死刑判決となった。その後裁判官を辞め、生涯この有罪判決を悔いながら亡くなりました。えん罪事件では当事者の人生も根こそぎ権力が奪うけれど、関わった人の人生をここまで壊滅的に破壊するのだからこそ司法は、大変ではあるけれど正義であってほしいと思います。

小林 裁判も人間がやることですから、過ちはあります。しかし過ちを放置することはもっとも大きな過ちで、重大な人権侵害です。ですから過ちがあったときに是正する方法を作っておかねばなりません。これが再審法の改正です。

長野氏 私が取材したえん罪事件では、はじめに捜査機関によってストーリーが作られて、それに合わせるように証拠が提出され裁判が進んでいく、ストーリーから外れる証拠は、すべて隠されてしまうように思えました。きちんとした事実に基づいた判決が当たり前ではありませんでした。

小林 引き返す勇気がないのです。でも、過ちがわかったら引き返す勇気が必要です。



再審法改正に向けて

長野氏 えん罪は、内容をよく知れば多くの人に関心を持ってもらえます。えん罪は決して遠い世界の出来事ではなく、自分がいつえん罪被害者になってもおかしくないのです。もう1つ重要なことは真犯人が野放しになっていることです。無罪の人の人生や命が奪われ、真犯人はなんら咎めを受けずに生活している。このようなことがあってはなりません。皆さんにも、ぜひ再審法の改正について応援してほしいと思います。

小林 私は法律家、弁護士として、えん罪防止の活動を続けていきます。私たちが守るのは人の尊厳です。この尊厳を守るためにも、えん罪は絶対防止せねばなりません。えん罪は国家権力が生み出す最大の犯罪です。私たちはこれからも、法制度の改正に向けて世論の盛り上げや国会議員への働きかけを続けてまいります。



おふたりのもっと詳しい対談を
動画で見ることができます。



対談記事はWEBサイトからもご確認いただけます。
https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/retrial/act_for_retrial/interview02.html



リレーメッセージvol.1



袴田 ひで子さん

50年以上にわたり、弟・袴田巖さんの無実を訴え続けてきた姉のひで子さん。想像を絶する体験をしてきたひで子さんだから語ることができる、法改正への想いとは？

とにかく知ってもらふこと

袴田事件の裁判は、警察や検察が(巖さんに有利な)証拠を隠して、弁護士にも見せなかったことで、50年以上も長引いてしまいました。いくら無実を訴えても、証拠に基づく法廷闘争ですから、証拠を隠されれば、弁護士も手の施しようがありません。

犯罪があって警察に証拠があるのなら、その段階ですべからく開示しなければなりません。

(警察も検察も)法律を守るために仕事をしているのですから、その法律を変えなければいけません。国がやったことに間違いがあったときは、素直に謝ればいいんです。それを無理にでも犯罪者にしようとするのが問題です。

事件のことを知らない、再審法もヘチマもありません。とにかく、事件のことを知ってもらふこと、関心を持ってもらうことが大切です。

えん罪は他人事ではありません

私の場合は、子どもを保険金目的で殺したと言われました。家が火事になって娘が亡くなったという状況で、訳が分からないまま警察に捕まりました。法律を知らない私は、無実の罪を晴らすのに21年もかかるとは夢にも思いませんでした。

ある日突然降りかかるのがえん罪です。えん罪は一度巻き込まれたら、果てしなく人生を奪われます。本人の人生もそうですが、家族もそこに住めなくなり、引っ越しをしなければならなくなることもあるのです。

再審にはルールがなく、検察が好きなようにできるというのはおかしいと思います。そうならないように、ちゃんとしたルールを作りましょう。証拠は警察のものではありません。証拠は正々堂々と全部出して、裁判所に正しい判断をしてもらうようにしなければなりません。

そのためには社会の理解も必要です。えん罪は他人事ではありませんので、みなさんに興味を持ってもらい、いろんなところに話を聞きに来てもらえればと思います。

リレーメッセージvol.2



青木 恵子さん

娘を火災で亡くした青木さん。身に覚えのない保険金殺人で不当に20年間拘束された末、再審無罪にも「再審のルール」が整っていたら…?

まだ救われていない多くの人がある

再審公判(やり直しの裁判)の段階になって、警察が出してきた捜査報告書には、(殺人の被害者とされた入院患者が)痰詰まりで亡くなった可能性がある」と書かれていて、驚きました。

「それなら私は初めから犯人にさせられなかった!」「人の人生を何だと思ってるんだ!」と思いました。証拠の開示はすごく大事だと思いましたし、証拠を誰でも見られる制度ができればいいなと思いました。人の人生を紙切れ一枚で決められるのは、すごく腹立たしいので、ちゃんとした法律を作ってほしいです。

最近、袴田事件や日野町事件(滋賀)でも再審開始決定が出て、世の中の(えん罪事件に対する)見る目が変わってきたので、一刻も早く再審法を改正した方がいいと思います。そのためには、国民の理解が必要だと思うので、みなさんに関心を持ってもらいたいですし、まだ救われていない多くの人があることも分かってもらいたいです。

法律を変えれば、救われる人がいっぱいいると思います。

リレーメッセージvol.3



西山 美香さん

看護助手として働いていたときに、無実の罪で有罪とされた西山さん。無実を証明する証拠が検察から開示されたのは、逮捕から15年以上経ってからでした。



再審制度の実情を知った人の9割以上が「再審法改正が必要」と回答

対象 全国の18歳から86歳までの市民1,200名
期間 2023年5月15日~2023年5月17日

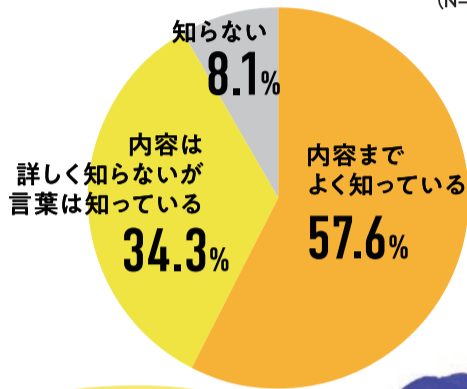
日弁連は、「えん罪」や「再審制度」、「再審法」について一般的にどの程度、認知・理解されていて関心があるのかを把握するため、「えん罪と再審制度に関する意識・実態調査」を行いました。

私と一緒に調査結果をチェックしていきましょう!



半数以上がえん罪の内容を知っている

「えん罪」という言葉を知っていますか。(N=1,200)



9割以上が「えん罪」という言葉を知っていると回答していますね



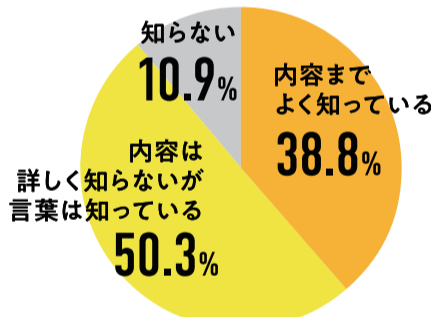
裁判所が「間違った判決をすること」の原因はなんだと思われますか。(N=1,145)

取調べにおいて虚偽の自白が生じる	65.3%
警察や検察がもっている被告人に有利な証拠が法廷で明らかにならない	54.1%
裁判所が自白やその他の証拠の評価を誤る	48.7%
その他	5.9%
わからない	14.2%

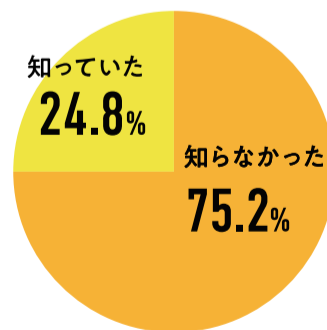
えん罪が起きる原因として「取調べにおける虚偽の自白」「被告人に有利な証拠が法廷で明らかにならない」等が挙げられ、関心の高さがうかがえました。

再審手続の実情をよく知っている人は4人に1人

「再審」という言葉・内容を知っていますか。(N=1,200)



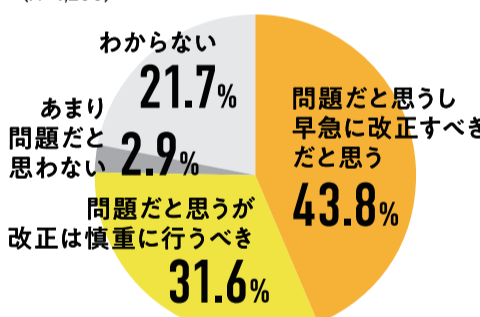
現在の法律では、被告人・再審請求人やその弁護士へ、捜査機関が持つ証拠の全てが開示されるわけではないことを知っていますか?(N=1,200)



「再審手続の進め方のばらつき」に問題意識を持つ人が7割超

現在の法律には再審手続の進め方にほとんど規定がなく、担当裁判官により大きなばらつきがあることをどう思いますか。(N=1,200)

問題だと思うし、早く改正すべきだと思ふ

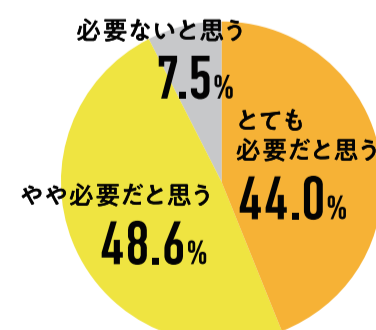


事実究明に熱心に取り組む裁判官がいる一方、消極的な対応をとる裁判官も...



実情を知ると再審法改正が必要と考える人は9割以上

日本における再審法改正について必要だと思いますか。(N=1,200)



えん罪被害者の速やかな救済には
①再審請求手続における証拠開示の制度化
②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
は重要な課題であると考えられます



調査の結果、えん罪への関心が高い一方で、再審手続の実情についてよく知っている人は4人に1人とどまっていることがわかりました。そして、証拠開示制度がないことや、検察官抗告により手続が長期化していること、手続に関する規定が十分でないために裁判官によってばらつきがあること等を知った人の実に9割以上が、「再審法改正が必要である」と回答しました。